

第 2 次 勸 告

～ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大 ～

(抜 粋)

平成 2 0 年 1 2 月 8 日

地方分権改革推進委員会

目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方	3
(1) 見直しの必要性	3
(2) 見直しの経緯	4
2 義務付け・枠付けの見直しの方針	5
(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定	5
(2) 見直しの具体的な方針	6
(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定	6
3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断	9
4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方	27
第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大	28
1 国の出先機関の見直しの基本的考え方	28
(1) 国の出先機関の現状と認識	28
(2) 見直しの基本的考え方	29
(3) 検討の経緯	29
2 事務・権限の見直しの考え方	31
3 組織の見直しの考え方	32
(1) 見直しの基本的考え方	32
①「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの	32
②現行の組織を残すもの	32
(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み	33
①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み	33
②公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み	33
4 出先機関の改革の実現に向けて	34
5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革	36
(1) 事務・権限の見直し	36
(2) 組織の改革	36
①個別出先機関の組織の改革の方向	36
②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ	38
6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い	41
(1) 人員の移管等の取扱い	41

(2) 財源の手当ての取扱い 41

おわりに 42

別紙1 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

別添試算 (国の出先機関改革に関する試算)

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（計116事項）¹

(2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

① 個別出先機関の組織の改革の方向

[内閣府関係]

沖縄総合事務局

○ 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[総務省関係]

総合通信局

○ 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[法務省関係]

法務局

○ 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

¹ 116事項は、約400事項の事務・権限のうち、内部管理業務関係等を除く今回検討の対象としたもの計321事項の約4割に当たる。

[厚生労働省関係]

地方厚生局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

中央労働委員会地方事務所

- 組織を廃止する。

[農林水産省]

地方農政局（北海道農政事務所を含む。）

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。
- 地方農政事務所を廃止する。

森林管理局

- 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

漁業調整事務所

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[経済産業省]

経済産業局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

〔国土交通省〕

地方整備局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

（注）北海道を当面の主たる対象として法制化された¹道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

地方運輸局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
- 運輸支局を廃止する。

地方航空局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

〔環境省〕

地方環境事務所

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

② 地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ

ア 設置の基本的な考え方

国の出先機関の事務・権限の見直しにあわせて、地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関として「地方振興局（仮称）」を編成し、仕分けの結果国の出先機関において引き続き処理することとなる関連の事務・権限を集約化する。

¹ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

国民や地域住民の目から見て公共事業の適正性、透明性を確保するとともに、地方振興局（仮称）の組織規模が過大となることを避けるため、国の出先機関において引き続き処理することとなる事務・権限のうち、直轄公共事業の実施機能とその企画機能から明確に分離するとともに、組織的にも分離し、直轄公共事業の実施を専担する組織として「地方工務局（仮称）」を置く。

イ 組織の概要

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）は、特定の行政分野に偏らず、また各府省に対する総合的な調整機能を有する内閣府の出先機関として設置する。

内閣総理大臣は、出先機関の長の任命にあたり、統合前の所属にかかわらず、その求められる役割・機能を担うにふさわしい人材を配置するよう配慮すべきである。

新たな組織の編成にあたっては、現行の組織における内部管理事務の一元化などによる整理合理化を進める。各部門の事務・権限については、内閣府による総合的な調整のもとで、関係各大臣による指揮監督が行われるものとする。

ウ 管轄区域等

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

エ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの導入

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）には、3（2）①及び②で示した考え方に沿って、管轄区域内の関係地方自治体から成る協議会として、「地域振興委員会（仮称）」を設けるとともに、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入するものとする。

なお、沖縄総合事務局並びに北海道の区域に置かれる地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）については、関係都道府県が一となるが、同様の仕組みを導入する。

【協議会のイメージ】

- ・ 協議会を法律上明確に位置付ける。
- ・ 協議会は、地元自治体にとっては、総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である。

- ・ 総合的な出先機関の管轄区域内の都道府県の知事、政令市の市長、市長会及び町村会の代表者で構成する。
- ・ 協議会の座長は構成員による互選とする。
- ・ 協議会の招集権は協議会の座長と総合的な出先機関の長の双方が有するものとする。
- ・ 出先機関は、協議会に対し、直轄公共事業等についての計画の策定、次年度の事業計画案及び予算案、過年度の決算案等を付議するとともに、適宜、事務事業の進捗状況等について報告するものとする。協議会及びその構成員は、付議事項及びその他の事項について、意見を提出することができるものとし、出先機関はこれを尊重するものとする。

個別出先機関の事務・権限の 見直し事項一覧表

目 次

【内閣府】

沖繩総合事務局	1
---------	---

【法務省】

法務局	2
-----	---

【厚生労働省】

地方厚生局	3
-------	---

都道府県労働局	5
---------	---

中央労働委員会地方事務所	6
--------------	---

【農林水産省】

地方農政局、北海道農政事務所	7
----------------	---

林野庁森林管理局	9
----------	---

【経済産業省】

経済産業局	10
-------	----

【国土交通省】

地方整備局	12
-------	----

北海道開発局	15
--------	----

地方運輸局	19
-------	----

地方航空局	20
-------	----

【環境省】

地方環境事務所	21
---------	----

法務省 法務局		見直しの内容
本局等の 内部組織	関係する下部機関	市場化テストの実施を検討する。
民事行政部	地方法務局	
	地方法務局	事務・権限
		司法書士試験の実施
		土地家屋調査士試験の実施